

対象者 日時 場所・会場 内容 講師 料金 定員 持ち物 その他 申込方法・期間など
問合せ先 申込み先・問合せ先 料金の記載のないものは無料 申込みの記載のないものは申込み不要

くらしの相談所



【問合せ先】 市民生活課市民相談センター・消費生活センター (☎ 28-9110)

パソコン操作中に突然の警告音 慌ててだまされないで!

【事例】

パソコンでインターネットを使用していたら突然警告音が鳴り出し、「ウイルスに感染しました。直ちに連絡ください」と電話番号などが表示された。慌てて電話すると、警告音を解除するには電子マネーが必要と言われた。指示されたとおりに、コンビニでギフトカードを購入し連絡すると、お金をだまし取られてしまった。



【注意点】

- ▼突然の警告音に慌てず、画面に表示された連絡先には絶対に連絡しない
- ▼警告画面は偽物の可能性が高いので、画面はすぐに閉じる
- ▼一人で悩まずに、消費生活センターへ相談する

市民生活相談・消費生活相談

市民相談センター・消費生活センター(ヨリネスしばた1階)では、「心配ごと相談」や「消費生活問題の相談」を受け付けていますので、ご利用ください。

開設時間=土・日曜日、祝日・年末年始を除く
9:00~16:00(受付は15:30まで)

司法書士による無料消費生活相談 要予約

相談は、1人30分まで、年度に1回限りです
とき=11月2日⑧13:30~16:30
ところ=消費生活センター(ヨリネスしばた1階)
予約先=同センター(☎28-9110)
※11月1日⑧15:30までに予約してください